

茨城工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム運用規程

平成18年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）において電子入札により発注する工事及び設計・コンサルティング業務（以下「工事等」という。）については、文部科学省電子入札システムを利用することとし、その運用に関してはこの規程の定めるところによる。

(利用規程)

第2条 本校における文部科学省電子入札システム利用に係る規程については、文部科学省電子入札システム利用規定（発注者用）を準用する。

(運用基準)

第3条 本校発注の工事等の電子入札に係る事務の運用基準については、文部科学省電子入札運用基準（発注者用）を準用する。

(官職規程)

第4条 文部科学省電子入札システムの官職証明書については、茨城工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム官職証明書規程によるものとする。

(担当者の指定)

第5条 各官職証明書の担当者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、各担当者が、都合により入札に出席できない場合又は文部科学省電子入札システムに関する事務及び操作については、その責任を明らかにして各担当者が指名する者に委任することができる。

- (1) 契約担当は、契約担当役（事務部長）とする。
- (2) 執行・登録担当は、入札執行・登録者（事務部総務課長）とする。
- (3) 立会担当は、入札立会者（事務部総務課財務係長）とする。

(適用範囲)

第6条 官職証明書の適用の範囲は、本校における工事等契約のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が250万円以上の工事請負契約。ただし、事務部長が不要とみなした場合は、電子入札を適用しない。
- (2) 予定価格が500万円以上の設計・コンサルティング業務。ただし、事務部長が不要とみなした場合は、電子入札を適用しない。
- (3) 事務部長が必要と認めた場合。
- (4) 予算の執行に当たり、電子入札への参加が義務付けられている場合。

(事務及び操作)

第7条 電子入札システムに関する事務及び操作については、各担当の指示及び確認に基づき、執行者が指名する者が行うことができるものとする。

(その他)

第8条 その他、運用に関する事項に関しては、第2条及び第3条の範囲内で本校において必要に応じて決定するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月28日に改正し、政府共用認証局の官職証明書に切り替わる平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。